

内閣府が進める災害救助法制の見直しについて

災害救助法に係る指定都市への権限移譲については、これまで「災害救助に関する実務検討会」で議論してきたが、道府県と指定都市の主張は平行線のままであり、全国知事会としては、現行の委任方式で何ら問題はなく、事務委任を一層進めることで対応すべきであるということを一貫して主張してきたところである。

今回、それに対する具体的で説得力のある説明がないまま、内閣府が法改正を目指す意向を示したことは遺憾であり、あらためて全国知事会としての見解を次のとおり広く一般に表明する。

- 1 大規模災害時に被災者の救助活動を迅速かつ円滑に実施するためには、救助主体を一元化し、シンプルに対応する必要がある、平成 27 年 1 月に閣議決定されたとおり、必要に応じて市町村に事務を委任する現行方式が最も合理的である。救助主体を多元化することによる調整の複雑化等の弊害を踏まえてなお権限移譲が必要であるという具体的な論拠は示されていない。
- 2 このたびまとめられた実務検討会の最終報告には、都道府県の広域調整権を法律に明記することが盛り込まれたが、指定都市への権限移譲を行った場合、仮設住宅等の資源が多く所在する指定都市が資源を先取りし、他の市町村の救助が遅れるおそれがある。こうした問題については、具体的な検証はされないままであり、被災者の公平・公正な救助が確保されるのかという懸念は払拭されていない。
- 3 これらの問題点があるにも拘わらず、近年の大規模災害時に、事実関係が明らかになっていない事項に関して、県と指定都市との間に認識の違いがあったことをもって指定都市への権限移譲の必要性の根拠とすることは困難であり、災害救助法の見直しについては、迅速かつ的確な救助実施の観点から、なお慎重かつ丁寧な検討が必要である。

平成 29 年 12 月 21 日
全 国 知 事 会